



令和 7 年度
東区交通安全運動推進委員会
定 期 総 会



と き 令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 2 時～

ところ 東区民センター 2 階 大ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

会長（区長）

神 賢 寿

顧問（札幌方面東警察署長）

長谷川 孝 之 様

3 議 事

報告第 1 号 令和 6 年度事業実施報告

議案第 1 号 令和 7 年度事業計画（案）

4 閉 会

目 次

1 議 事

報告第 1 号	令和 6 年度事業実施報告	1
議案第 1 号	令和 7 年度事業計画（案）	10

報告第 1 号

令和 6 年度事業実施報告

1 諸会議の開催等

(1) 令和 6 年度東区交通安全運動推進委員会定期総会

5 月 23 日（木）に東区民センター 2 階大ホールにおいて定期総会を開催し、令和 5 年度の事業実施報告及び令和 6 年度の事業計画（案）について原案どおり承認・可決されました。

(2) 小学校スクールゾーン実行委員会への参加

札幌市では、児童の交通安全を図るための特定地域として、小学校の周辺の半径 300～500 メートルの範囲をスクールゾーンとして設定しています。その運営のために、学校、PTA、地域及び行政などの関係者で構成するスクールゾーン実行委員会が組織されています。

5 月から 9 月及び 11 月から 2 月にかけて、多くの小学校で開催され、子どもたちの安全・安心のため、熱心に情報共有や意見交換が行われました。

2 主要事業の実施結果

(1) 交通安全市民総ぐるみ運動の推進

ア 期別運動の実施

例年、期別運動として 4 期 40 日を設定し、地域住民をはじめ、関係機関、交通安全諸団体等の協力を得て、交通安全運動に取り組んでおり、令和 6 年度においても、多くの方が街頭啓発等に参加しました。

期別	運動期間	運動規模	運動の重点
春	4 月 6 日～ 15 日	全国一斉	新入学（新学期）を迎える子どもや活動期に入る自転車利用者の事故防止など

夏	7月13日～ 22日	全道一斉	夏型レジャー等に伴う事故防止など
秋	9月21日～ 30日	全国一斉	夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止など
冬	11月13日～ 22日	全道一斉	凍結路面でのスリップ事故防止など

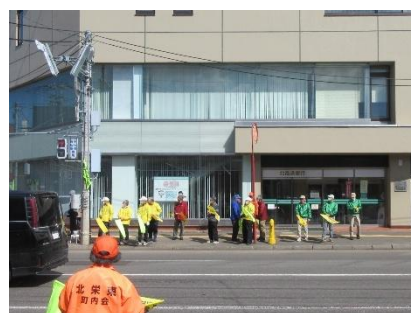
(ア) 区内主要幹線道路及び交差点における各地区の街頭啓発

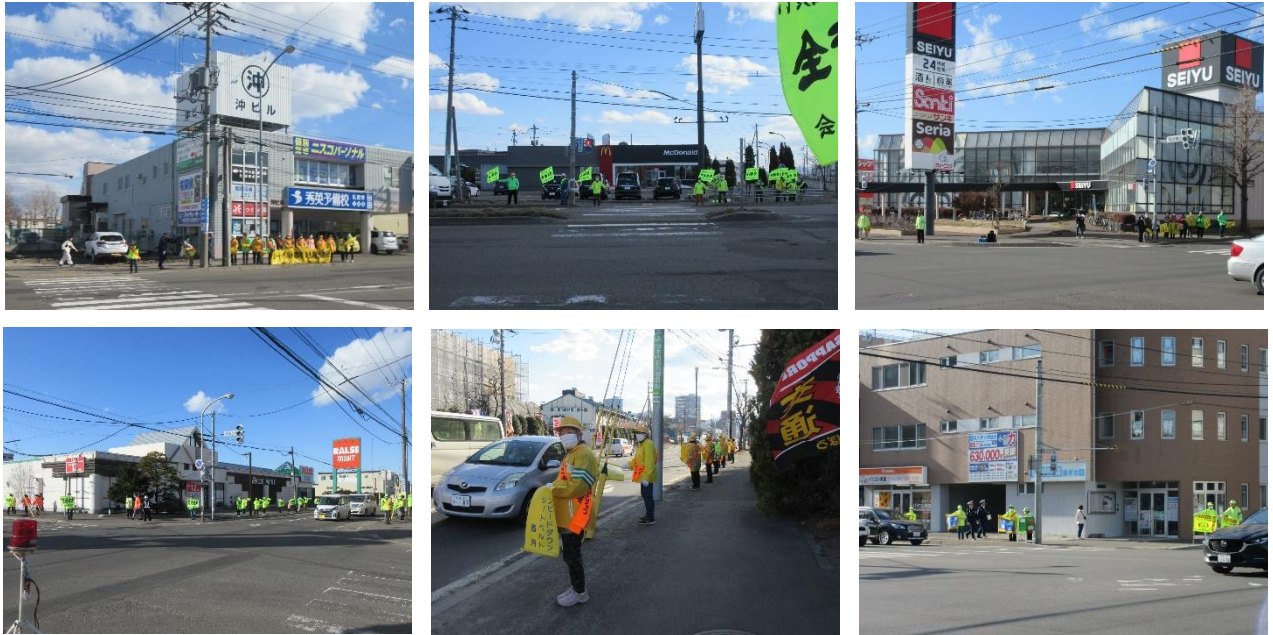
各運動期間中、各地区交通安全運動推進委員会の主催で、交通安全指導員、交通安全母の会等が地区主要幹線道路で交通事故防止を呼びかける街頭啓発を実施しました。また、運動の初日に各地区の街頭啓発箇所を会長以下等が行う巡回激励については、春・夏には予定どおり実施し、秋は天候不良により中止（一部地区で街頭啓発は実施）しました。

また、期間中の定めた日に区役所前で、区長をはじめ区役所職員、東警察署から署長等、さらに警友会（警察ＯＢ会）の参加を得て行う旗波街頭啓発は、春・夏・秋のいずれも予定どおり実施することができました。

なお、夏については、近年の猛暑を考慮し、参加者の熱中症等防止の観点から、一斉街頭啓発を午前の実施に、庁舎前啓発を夕方の実施に変更しました。

春の交通安全市民総ぐるみ運動（４月５日セーフティーコール）の庁舎前啓発・各地区一斉街頭啓発





(イ) 各期間中の啓発活動

- 交通安全広報車により、区民や運転者に各期の重点事項についての呼びかけを行いました。
- 運動期間中、区役所旗掲揚ポールへの交通安全旗の掲揚のほか、区役所敷地に交通安全旗・のぼりを立てるとともに、駐車場でパトライトを実施するなど、運動の周知を図りました。
- 運動期間中、毎日午前、午後の２回、庁内放送により来庁区民及び区職員等に期別運動の趣旨を呼びかけ事故防止を図りました。

イ 新入学（園）期の特別運動の実施

新入学（園）期の安全期間として、４月８日から１５日まで、新入学（園）児童・園児の交通事故を防止するための運動を実施しました。児童・園児は車社会でまだ独り立ちできておらず、大人の見守りが特に必要な時期であることから、交通事故に遭わないために、次のような運動を実施しました。

- 東区交通安全母の会連絡協議会の協力を得て、区内２８校の小学校新入学児童全員にタッピーの夜光反射材を配布し、交通安全を呼びかけました。
- 新１年生の交通事故防止を図るため、区内各小学校の通学路で登校・下校時に、交通安全指導員や交通安全母の会会員等が街頭指導を実施しました。
- 区内小学校の１年生全員に、札幌市から交通安全ランドセルカバーなどを

贈呈しました。

ウ 通年運動の実施

札幌市交通安全運動推進方針の通年運動である『高齢者と子供の安全確保』、『自転車等の安全利用』、『飲酒運転の根絶』、『スピードダウン』、『シートベルトの全席着用』、『居眠り運転の防止』、『安全意識の向上』の7大セーフティキャンペーンについて、広報車での広報を実施して周知に努めました。

(2) 東区交通安全運動推進委員会が、日常的に取り組んでいる交通安全啓発活動

ア 交通安全教室の開催

毎年、東区交通安全運動推進委員会では、区内の小学校、幼稚園・保育園・認定こども園及び老人クラブなどを対象とした交通安全教室を実施しております。令和6年度については、小学校27校、幼稚園・保育園・認定こども園72園（令和6年度より夏期、冬期の2回実施）及び老人クラブ14か所で、延べ194回、16,128人に対し交通安全教室を実施しました。

【令和6年度東区交通安全教室の開催結果】

区 分	回数 (対象団体)	参加人数	教室の開催時期	指 導 内 容
小学校	107回 (27校)	11,054人	4月～5月	学年別に合わせた指導（歩行ルール、自転車ルール、危険予測等）を行った。
幼稚園 保育園 認定こども園	73回 (72園)	4,802人	6月～8月 11月～12月	道路の渡り方、道路の危険、交通ルールなどについて指導した。冬期には、冬道の交通安全についても指導し、園児向け啓発ポスターを作成、配付した。
高齢者 (老人クラブ)	14回 (14クラブ)	272人	9月～10月	高齢者の交通事故の特性と交通事故防止について指導し、夜光反射材とチラシを配付した。



イ 地域活動への支援・各種研修会等の開催

(ア) 地域の研修会等への協力

毎年、各地区連合町内会や交通安全母の会等が主催する行事に事務局長が
出向き、交通安全講話等で交通事故の防止を呼びかけてきましたが、令和6年
度は2地区で実施しました。

(イ) 老人クラブ会長・シルバーリーダー研修会の開催

令和7年2月27日(木)に区内老人クラブ会
長及び交通安全シルバーリーダーを対象に、交
通安全意識の高揚と正しい交通ルールやマナー
の定着を目的として、研修会を開催しました。



(ウ) 交通安全母の会の啓発への支援、あいあい研修会等の開催

東区交通安全母の会による自転車安全利用啓発、地下鉄6駅前啓発、高齢者
啓発、健康スポーツまつり啓発、さっぽろ雪まつり啓発などの各種啓発に協力、
支援するとともに、10月31日(木)に「あいあい研修会」を開催しました。

自転車安全日啓発



地下鉄6駅前啓発



健康スポーツまつり啓発



つどいむ雪まつり啓発



あいあい研修会



(エ) 交通安全指導員委嘱状交付式・感謝状贈呈式・研修会の開催

令和 7 年 3 月 19 日（水）に、令和 7・8 年度の東区交通安全指導員への委嘱状交付式及び研修会、退任される方への感謝状贈呈式を開催しました。

委嘱状交付式



感謝状贈呈式



交通安全指導員研修会



ウ 広報活動

(ア) ホームページでの情報発信

平成 23 年 2 月から、東区交通安全運動推進委員会のホームページを開設し、交通事故情報、交通死亡事故ゼロ長期日数達成表彰式、交通安全市民総ぐるみ運動の様子等を掲載してきました。

地域の皆様による交通安全活動が行われています。

当推進委員会や東区連合町内会連絡協議会のホームページに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

<東区交通安全運動推進委員会>

https://www.city.sapporo.jp/higashi/shisetu/shisetu_8.html

<東区連合町内会連絡協議会>

<https://higashi-renchokyo.com/>

東区交通安全
運動推進委員会



東区連合町内会
連絡協議会



(イ) 交通安全広報車による啓発

4期40日の期間及び死亡事故の発生時や交通安全教室などへの行き帰りの際に、そのときの状況に合った事故防止対策CDを使用し、交通安全広報車で広報しました。

(ウ) 東区役所1階ロビーでの啓発

区役所を訪れた区民に交通安全を呼びかけるため、ふしこ幼稚園の園児から贈呈された交通安全祈願の千羽鶴の展示などの啓発を行いました。



(エ) 年金受給者金融機関啓発

区内の金融機関に協力を依頼し、年金支給日となる偶数月のうち、6月14日（金）及び10月15日（火）に店舗内でポケットティッシュ、反射材などの啓発品を来店者に配布していました。



また、区役所周辺でも啓発を行いました。

(オ) 飲酒運転根絶に向けた飲食店啓発

悲惨な飲酒運転による事故の根絶を目指し、飲酒の機会が増える時期に向けて、7月と11月に、区内のお酒を提供する飲食店に依頼し、店舗内に「飲酒運転根絶の日」チラシ及びミニのぼりを掲示していただくとともに、ポケットティッシュなどの啓発品を来店者に配布していただきました。また、「道民交通安全の日」に合わせ、東警察署と連携して同様の啓発を行いました。

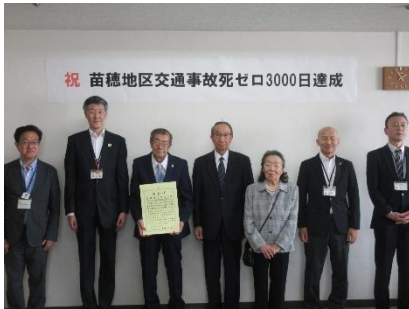


3 令和6年度交通安全関係表彰等受賞者

(1) 「交通事故死ゼロ」に係る東区長表彰

苗穂地区 「交通事故死ゼロ」3000日達成 (令和6年6月24日達成)

鉄東地区 「交通事故死ゼロ」2000日達成 (令和7年1月27日達成)



(2) 札幌市交通安全功労者市長表彰

松 永 悦 子 様 交通安全指導員 (栄東地区)

(3) 札幌市交通安全運動推進委員会会長表彰

工 藤 忠 昭 様 交通安全指導員 (北光地区)

福 地 滋 様 交通安全指導員 (北栄地区)

宇 山 信 義 様 交通安全指導員 (栄西地区)

白 石 奎 一 様 交通安全指導員 (伏古本町地区)

笹 渕 昭 様 交通安全指導員 (伏古本町地区)

荒 井 賢 志 様 交通安全指導員 (丘珠地区)

今 野 和 吉 様 交通安全指導員 (札苗地区)

今 野 幸 子 様 交通安全指導員 (札苗地区)

伊 藤 英 敏 様 交通安全指導員 (苗穂地区)

(4) 北海道社会貢献賞 (交通安全功労者)

石 垣 忠 男 様 交通安全指導員 (伏古本町地区)

(5) 北海道善行賞 (交通安全実践者)

春木場 美保子 様 交通安全母の会会長 (栄西地区)

佐 賀 富士男 様 交通安全指導員 (伏古本町地区)

山 口 裕 様 交通安全指導員 (伏古本町地区)

(6) 北海道交通安全推進委員会会長表彰

大 槻 浩 志 様 交通安全指導員 (元町地区)

岡 本 やす子 様 交通安全指導員 (元町地区)

原 一二子 様 交通安全指導員 (元町地区)

議案第 1 号

令和 7 年度事業計画（案）

1 現状と課題

令和 6 年中の札幌市内における交通事故発生件数は 4,419 件、負傷者数は 5,179 人と、それぞれ前年から減少しました。また、死者数は 18 人となり、前年に比べて 9 人減少となりましたが、うち 1 人が小学生被害の死亡事故でした。

東区における交通事故の発生件数は 613 件、負傷者数は 674 人と、発生件数は前年から減少したものの、負傷者数は前年に比べ増加しました。また、死者数は 2 人と、前年に比べて 3 人減少となりました。

痛ましい交通事故を防止するためには、市民の皆様一人ひとりが、交通事故を他人事とすることなく、自らの問題として常に意識し、行動することが重要です。また、そういった意識を醸成するためには、4 期 40 日の交通安全市民総ぐるみ運動期間中における街頭啓発活動をはじめとする、関係機関や団体、地域住民の方々との連携による交通安全運動が不可欠であり、令和 7 年度に向け、市民総ぐるみで交通安全運動を展開していかなければなりません。

《札幌市における交通事故の発生状況》

	令和 5 年	令和 6 年	増 減
発生件数	4,592 件	4,419 件	－173 件
死 者 数	27 人	18 人	－ 9 人
傷者数	5,256 人	5,179 人	－ 77 人

《東区における交通事故の発生状況》

	令和 5 年	令和 6 年	増 減
発生件数	617 件	613 件	－ 4 件
死 者 数	5 人	2 人	－ 3 人
負傷者数	672 人	674 人	＋ 2 人

2 運動の重点

札幌市における交通事故発生状況や地域特性を踏まえ、高齢者の交通事故防止及び自転車等の安全利用の推進の2つを交通安全運動の特別重点項目として定め、地域住民及び関係機関・団体等と連携して効果的な交通安全運動を推進し「交通事故のない安全で安心なまちづくり」を目指します。

(1) 高齢者の交通事故防止

令和6年の札幌市における交通死亡事故死者数18人のうち13人が高齢者であり、かつ9人が歩行中であった交通事故状況に鑑み、高齢者自身に身体機能の衰えや横断歩道外における横断の危険性を理解していただく教育を実施するとともに、夜間の交通事故を防止するために、夜光反射材の着用を呼び掛ける活動を推進します。

また、運転者に対しては横断歩道外を右から横断してくる高齢歩行者との事故が多発している状況を周知させ、高齢歩行者の交通事故防止に努めていただくよう広報啓発を実施します。

高齢運転者に対しては、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下が運転に及ぼす影響を正しく理解していただくための体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、運転に不安を感じた場合は、運転免許証の自主返納を促進するため、「さっぽろ圏高齢者運転免許証自主返納支援制度」の周知を推進します。

【主な取組】

- ア 老人クラブなどに対する交通安全教室
- イ 交通安全母の会と連携した街頭啓発活動や反射材の配布
- ウ 関係機関と連携した高齢者への交通安全呼び掛け活動
- エ 交通安全指導員、シルバーリーダー及び交通安全母の会など、地域の指導者に対する研修の実施や情報提供
- オ 運転免許証の自主返納の促進に向けた広報媒体の配布

(2) 自転車等の安全利用の推進

令和6年の札幌市における自転車に関係する事故の発生件数は前年から約2割

減少しましたが、サイクルツーリズムの推進や環境問題への観点から、引き続き自転車への注目は高まり、自転車利用者は増加すると考えられます。

その反面、自転車利用者による歩道上の高速走行や、歩行者の間を縫うような傍若無人な走行などが見受けられる現状から、自転車利用時のルール・マナーを周知させ、歩行者優先意識を醸成する広報啓発活動を推進します。

ルール・マナーの向上と併せて、令和5年4月から着用が努力義務化された自転車乗車用ヘルメットの着用促進及び自転車損害賠償保険等への加入促進等を呼びかけ、自転車に関わる交通事故の被害軽減と事故防止意識の醸成に努めます。

また、特定小型原動機付自転車を含む新たな交通モビリティによる交通事故を防止するための交通安全教育や広報啓発活動を推進します。

【主な取組】

ア 各世代（幼児・児童・高齢者）を対象とした交通安全教室の実施

イ 交通安全指導員等による街頭指導活動の実施

ウ 自転車ルールの啓発冊子「セーフティ自転車ライダーのススメ！」を小・中学生及び高校生に配布

エ 交通安全教室や各種広報媒体による自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険の加入促進に向けた啓発

オ 新たな交通モビリティの正しい利用について各種広報媒体を活用しての広報啓発

3 交通安全運動の内容

（1）通年運動

ア 交通安全運動の重点

上記特別重点項目に加え、年間を通じて全道規模で展開される「交通安全運動の重点」を軸に、地域住民及び関係機関・団体等と連携した啓発活動を積極的に展開し、交通事故防止に努めます。

（ア）歩行者保護意識の醸成と歩行者のマナーアップ

a 運転者に対して、歩行者を最優先とする保護意識の醸成やこども・高齢者の行動特性を理解した安全運転の普及を図る広報啓発活動を推進します。

b 全ての世代を対象に道路横断時の安全確認や反射材の着用など自ら安全を

守るための交通行動を促す交通安全教育を推進します。

- c 信号機の設置のない横断歩道における歩行者優先義務の徹底と、歩行者・ドライバー相互の意思疎通を図る横断方法等を実践する「ハンドサインでストップ運動」を推進します。
- d 登下校時のこどもの安全を確保するため、関係機関・団体が連携して通学路の安全点検や保護・誘導活動を推進します。

(イ) 高齢者の安全確保

- a 高齢者を取り巻く交通事故実態の周知や、高齢者の行動特性を理解した交通安全意識の向上を図る広報啓発活動を推進します。
- b 高齢者に個々の身体機能を自覚した安全な交通行動の実践を促すための交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- c 自動車等の運転免許証の自主返納者への支援に関する情報の提供や安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発活動を推進します。

(ウ) 飲酒運転の根絶

- a 悪質な犯罪である飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識と、「そして見逃さない」という視点の醸成を図る広報啓発活動を推進します。
- b 「飲酒運転根絶ロゴマーク」や「ハンドルキーパー運動」、「飲酒運転ゼロボックス」を周知するなど、飲食店や酒類販売店と連携した広報啓発活動を推進します。

(エ) スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底

- a 速度の出し過ぎによる危険性を周知するための広報啓発活動を推進します。
- b 後部座席を含めた全席でのシートベルトの着用・チャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動を推進します。
- c シートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進します。

(オ) 乗車用ヘルメットの着用などの自転車等の安全利用

- a 自転車は「車両」であるということの周知を図るための広報啓発活動を推進します。
- b 自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- c 乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報啓発活動を推進するとともに、「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の危険性を周知します。
- d 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールを周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進します。

(カ) 安全意識の向上

- a 夕暮れ時・夜間の交通事故実態及び危険性を周知するとともに、反射材用品等の着用推進を図る広報啓発活動を推進します。
- b 昼間の点灯を呼びかける「デイ・ライト運動」や夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進します。
- c 「ながら運転」や「あおり運転」の危険性を周知するとともに、思いやり・ゆずり合いの心を持った運転の実践を図る広報啓発活動を推進します。
- d 居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなど居眠り運転事故防止に向けた広報啓発活動を推進します。

イ 交通安全教育

幼児から高齢者までの全ての年齢層を対象として交通ルール・マナーの遵守を促すことにより、安全な交通行動ができるよう交通安全教室等を展開するとともに、参加・実践型の交通安全教育を計画的に実施します。

ウ 地域活動への支援

地域や学区ごとに結成されている交通安全実践会（地区交通安全運動推進委員会等を含む）、交通安全母の会、スクールゾーン実行委員会、交通安全指導

者等に対する研修や情報提供の充実を図り、地域に根ざした自主的な交通安全活動の育成・支援を行います。

（２）期別運動（４期 40 日運動）

市民参加を促すことで、市民本位の運動として期別運動を展開します。

各期の運動内容については、全国及び全道の取り組みと連携を行い下表のとおり展開します。

【期別運動期間】

春の交通安全市民総ぐるみ運動（全国一斉）	4月6日（日）～ 4月15日（火）
セーフティーコール	4月4日（金）
夏の交通安全市民総ぐるみ運動（全道一斉）	7月13日（日）～ 7月22日（火）
セーフティーコール	7月11日（金）
秋の交通安全市民総ぐるみ運動（全国一斉）	9月21日（日）～ 9月30日（火）
セーフティーコール	9月19日（金）
冬の交通安全市民総ぐるみ運動（全道一斉）	11月13日（木）～ 11月22日（土）
セーフティーコール	11月13日（木）

（３）交通安全の日等の運動

ア 飲酒運転根絶の日（7月13日）

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、市民の飲酒運転根絶の機運を高めるための広報啓発活動を実施します。

イ 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日）

交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動におけるセーフティコールの活動に準じた広報啓発活動を実施します。

ウ 道民交通安全の日（毎月15日）

北海道・北海道警察等と連携し、市民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全活動の一斉日としてセーフティコールの活動に準じた広報啓発活動を実施します。

エ 自転車安全日（毎月第1及び第3金曜日）

自転車の安全利用と自転車事故の防止を図るため、自転車利用者を対象に、街頭指導や啓発活動を実施します。

（4）特別対策

ア 交通死亡事故の多発に伴い北海道より「交通死亡事故多発警報」が発表された場合には、関係機関・団体と連携して効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施し、注意喚起を図ります。

イ 「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づく「飲酒運転根絶緊急対策」が実施される場合には、関係機関・団体と連携協力しながら飲酒運転を根絶するための取組を推進し、飲酒運転の防止を図ります。

参考資料（1）

札幌市東区交通安全運動推進委員会 役員一覧

役 職 名	団 体 ・ 機 関 名 及 び 役 職 名
顧 問	札幌方面東警察署長
会 長	東区長
副 会 長	鉄東地区連絡協議会会長
副 会 長	北光連合町内会会長
副 会 長	北栄連合町内会会長
副 会 長	栄西連合町内会会長
副 会 長	栄東連合町内会会長
副 会 長	元町まちづくり連合会会長
副 会 長	伏古本町連合町内会会長
副 会 長	丘珠連合町内会会長
副 会 長	札幌地区自治連絡協議会会長
副 会 長	苗穂連合町内会会長
副 会 長	東区市民部長
常任委員	東区連合町内会連絡協議会長選出地区 交通安全運動推進委員会会長
常任委員	東区交通安全指導員会会長
常任委員	東区交通安全母の会連絡協議会会長
常任委員	東区連合町内会連絡協議会副会長選出地区 交通部長
常任委員	札幌東交通安全協会会長
常任委員	札幌方面東警察署 交通官
理 事	東区市民部総務企画課長
副 理 事	東区市民部総務企画課地域安全担当係長

札幌市東区交通安全運動推進委員会 委員一覧

分 類	機関・団体名及び役職名	備 考
鉄 東	鉄東地区連絡協議会会長	
	鉄東地区交通安全運動推進委員会会長	
	東区交通安全指導員会鉄東地区支部長	
	鉄東地区交通安全母の会連絡協議会会長	
	札幌東交通安全協会鉄東地区支部長	
	鉄東地区連絡協議会交通部長	
北 光	北光連合町内会会長	
	北光地区交通安全運動推進委員会会長	
	東区交通安全指導員会北光地区支部長	
	北光地区交通安全母の会連絡協議会会長	
	札幌東交通安全協会北光地区支部長	
	北光連合町内会交通部長	
北 栄	北栄連合町内会会長	
	北栄地区交通安全運動推進委員会会長	
	東区交通安全指導員会北栄地区支部長	
	札幌東交通安全協会北栄地区支部長	
	北栄連合町内会交通部長	
栄 西	栄西連合町内会会長	
	栄西地区交通安全運動推進委員会会長	
	東区交通安全指導員会栄西地区支部長	
	栄西地区交通安全母の会会長	
	札幌東交通安全協会栄西地区支部長	
	栄西連合町内会交通・防犯部長	

栄 東	栄東連合町内会会長	
	栄東地区交通安全運動推進委員会会長	
	東区交通安全指導員会栄東地区支部長	
	栄東交通安全母の会会長	
	札幌東交通安全協会栄東地区支部長	
	栄東連合町内会交通部長	
元 町	元町まちづくり連合会会長	
	元町地区交通安全運動推進委員会会長	
	東区交通安全指導員会元町地区支部長	
	元町地区交通安全母の会連絡協議会会長	
	札幌東交通安全協会元町地区支部長	
	元町まちづくり連合会交通部長	
伏 古 本 町	伏古本町連合町内会会長	
	伏古本町地区交通安全運動推進委員会会長	
	東区交通安全指導員会伏古本町地区支部長	
	伏古本町地区交通安全母の会会長	
	札幌東交通安全協会伏古本町地区支部長	
	伏古本町連合町内会交通部長	
丘 珠	丘珠連合町内会会長	
	丘珠地区交通安全運動推進委員会会長	
	東区交通安全指導員会丘珠地区支部長	
	丘珠地区交通安全母の会連絡協議会会長	
	札幌東交通安全協会丘珠地区支部長	
	丘珠連合町内会交通部長	

札 苗	札苗地区自治連絡協議会（札苗連町会長・東雁来連町会長・中沼連町会長）	
	札苗地区交通安全運動推進委員会会長	
	東区交通安全指導員会札苗地区支部長	
	札苗交通安全母の会会長	
	東雁来地区交通安全母の会会長	
	中沼交通安全母の会会長	
	札幌東交通安全協会札苗地区支部長	
	札苗地区自治連絡協議会（札苗連町交通部長・東雁来連町交通部長・中沼連町交通部長）	
苗 穂	苗穂連合町内会会長	
	苗穂地区交通安全運動推進委員会会長	
	東区交通安全指導員会苗穂地区支部長	
	苗穂地区交通安全母の会会長	
	札幌東交通安全協会苗穂地区支部長	
	苗穂連合町内会交通部長	
その他機関	札幌方面東警察署 交通官	
	東区長	
	東区市民部長	
	東区市民部総務企画課長	
	東区市民部総務企画課地域安全担当係長	
	札幌市小学校長会東支部長	
	札幌市東区中学校長会会長	
	東区P T A連合会会長	
	私立幼稚園連合会東地区会代表	
	東区老人クラブ連合会会長	
	北海道自転車軽自動車商業協同組合札幌支部東組合長	

各 ス ク ー ル ゾ ー ン 実 行 委 員 会 会 長	北光小学校	
	美香保小学校	
	明園小学校	
	北園小学校	
	北小学校	
	元町北小学校	
	栄西小学校	
	栄北小学校	
	栄小学校	
	栄東小学校	
	栄南小学校	
	栄町小学校	
	栄緑小学校	
	元町小学校	
	開成小学校	
	札幌小学校	
	本町小学校	
	東光小学校	
	伏古小学校	
	伏古北小学校	
	丘珠小学校	
	札幌小学校	
	札幌北小学校	
	東苗穂小学校	
	札幌緑小学校	
	苗穂小学校	
	中沼小学校	
	義務教育学校福移学園	

参考資料 (2)

東区交通安全運動推進委員会規約

(設置)

第1条 札幌市東区内における交通マナーの向上を図り、交通事故防止及び交通環境向上のため、その地域に密着した広い市民運動を展開し、もって交通事故のない真に明るい地域を形成することを目的として、札幌市東区交通安全運動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全運動の企画・立案・実施に関すること
- (2) 違法駐車等の防止等、交通環境対策に関すること
- (3) 交通安全教育の推進、普及及び指導に関すること
- (4) 交通安全指導に関すること
- (5) 交通安全広報に関すること
- (6) 交通安全に関係する実践組織の育成に関すること
- (7) 交通安全関係機関及び交通安全に関する団体との連絡調整に関すること
- (8) その他交通安全区民運動に関すること

(組織)

第3条 委員会は、地域の交通安全に係りの深い機関の職員及び団体の代表者を委員として構成する。

(役員)

第4条 本委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 理事 1名
- (5) 副理事 1名

2 役員は、別表に定める委員をもって構成する。

3 会長は、委員会を代表し、総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 理事は、委員会の事務局を監理する。

6 副理事は、理事を補佐する。

(総会)

第5条 総会は、第3条の委員をもって構成し、年1回会長が招集する。総会の議長は、会長または会長が指名した委員が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 総会の協議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 規約の制定又は改廃に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) その他会長が必要と認める事項

(常任委員会)

第6条 常任委員会は、第4条の常任委員と会長が指名する者で構成し、会長が必要と認める事項について協議する。

2 常任委員会は、会長が必要に応じて招集し、議長は出席者の互選による。

(専門部会)

第7条 委員会に、事業の企画及び推進について調査・研究するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で構成する。

3 専門部会に部会長1名を置く。

4 部会長は、専門部会に属する委員の互選により選任する。

(地区推進委員会)

第8条 地区に交通安全運動推進委員会を置くことができる。委員会の組織及び必要な事項は、地区推進委員会が定める。

(顧問)

第9条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(経費)

第10条 委員会の経費は、市交通安全運動推進委員会の経費をもって充てる。

(事務局)

第11条 委員会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

(補則)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、昭和 58 年 4 月 28 日から施行する。

この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 8 年 5 月 15 日から施行する。

なお、平成 8 年度に選出された常任理事の任期は規約改正の日から 1 年間とする。

この規約は、平成 9 年 5 月 14 日全面改正し施行する。

この規約は、平成 15 年 4 月 15 日を改正日とし施行する。

この規約は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 4 月 14 日から施行する。

参考資料 (3)

事務局

東区交通安全運動 推進委員会事務局	事務局長	徳 永 信之助	〒065-8612	電話・FAX 299-4805
	交通教育 指導員	齊 藤 真知子	札幌市東区北 11 条	
		小 尻 紀 子	東 7 丁目	
		中 田 実 穂	東区民センター内	



札幌市における特別重点項目

1 高齢者の交通事故防止

2 自転車等の安全利用の推進

(令和7年度 札幌市交通安全運動推進方針)

「交通事故のない安全で安心なまち 東区」